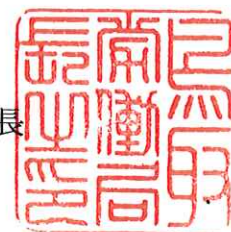


鳥 労 発 基 1127 第 5 号
令 和 5 年 11 月 27 日

関 係 機 関 ・ 団 体 の 長 殿

鳥 取 労 働 局 長



鳥取県特定（産業別）最低賃金改正に係る周知への協力依頼に
ついて

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、鳥取県内の特定の業種に適用される特定（産業別）最低賃金について、下記のとおり改正発効することになりました。

つきましては、改正された最低賃金に係るリーフレットを送付いたしますので、事務所等における掲示や窓口への備置き等により、最低賃金の周知に御協力いただきますようお願いいたします。

また、別添広報文例を参考に、貴職が発行されている広報誌（紙）、ホームページ等に当該最低賃金の改正記事を御掲載いただきますよう、併せてお願いいたします。

おって、広報誌等へ御掲載いただきました折には、お手数をおかけして恐縮ですが、当該広報誌を当局賃金室まで御送付いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、広報文例の電子データ（word版）を希望の場合は、下記のメールアドレス宛その旨ご連絡ください。

記

- 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
時間額 906円 （令和5年12月17日発効）
- 鳥取県各種商品小売業最低賃金
時間額 902円 （令和5年12月15日発効）



鳥取労働局労働基準部賃金室
〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9
電話 (0857) 29-1705
メール chinginshitsu-tottorikyoku@mhlw.go.jp